

知総第 346 号
平成31年3月4日

高知空港供用規程

空港法（昭和三十一年法律第八十号）第十二条第一項の規程に基づき、高知空港供用規程を次のとおり定める。

第一章 高知空港が提供するサービスの内容

（運用時間等）

第一条 高知空港の運用時間 14時間（7時～21時）

ただし、定期便の遅延、空港の施設の工事又は、地震災害等の緊急事態等のため必要と認める場合にあっては、空港の運用時間を変更することがある。

（高知空港の概要）

第二条 滑走路の本数 1本（長さ2,500m×幅45m）

2 単車輪荷重 43トン

3 エプロン 7バース（大型ジェット1、中型ジェット等6）

4 ILS施設 1式、CAT-I

（高知空港が提供するサービスの内容に関する情報）

第三条 空港が提供するサービスの内容に関する情報については別に定め、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

なお、その内容は常に正確かつ最新の内容に保つように努める。

（高知空港が提供するサービスに係る施設）

第四条 高知空港が提供するサービスに係る施設としては、以下に定めるものとする。

1 総合案内所 旅客ビル1階到着ロビー（9:00～17:00）
空港施設・観光案内・交通案内、館内での拾得物保管

2 国際電話 2階中央・1階到着ロビー各1台

3 宅配便（A/L）搭乗客に限り荷物1個（20kg以内）

1,000円（1人3個まで）

※売店においては、荷物の重さや物により料金が異なる。

※宅配専門会社としては無いが、各売店、航空会社で宅配することができる。

- 4 コインロッカー 旅客ビル1階中央 1日1回
小型300円・中型400円・大型500円
※夜半0時をもって日数の切替え、引続き利用の場合上記料の追加。
- 5 銀行／両替所／ATM/キャッシュディスプレイ
旅客ビル1階東側 四国銀行・高知銀行（8：00～旅客ビル閉館時刻まで）、イオン銀行（旅客ビル開館時間）
- 6 貸会議室、多目的ホール
旅客ビル2階東（始発便出発時刻の1時間前から最終便発まで）
【有料待合室】1時間 3,240円（延長30分毎1,080円）セルフサービスお茶の用意
【特別室】1時間 5,400円（延長30分毎1,620円）お茶の提供
- 7 車椅子の貸し出し所 航空会社カウンター
- 8 インターネット環境
@ステーション10分100円（1階到着ロビー前2台・2階東2台）、公衆無線LANサービス Wi-Fi フリースポット（1階到着ロビー、2階出発ロビー、2階搭乗待合室、特別室、有料待合室、飲食店舗）
- 9 授乳室
旅客ビル1階到着ロビー ベット1台、折りたたみ式おむつ交換台、ティッシュペーパー・ペーパータオル設置
- 10 レンタカー案内所
旅客ビル1階到着ロビー（8：00～19：00まで、但し一部20：00まで） オリックス・バジェット・ニッポン・トヨタ・日産・タイムズカーレンタル（料金は各会社、車種等により異なる。営業所まで送迎あり）
- 11 飲食店・物販店 <http://www.kochiap.co.jp/info.html>
- 12 喫煙所 旅客ビル搭乗待合室、2階出発ロビー及び屋外各1箇所
- 13 展望デッキ
旅客ビル屋上（始発便出発時刻の1時間前から20：15まで）
入場料は無料
- 14 空港が提供するその他のサービスに係る施設
お遍路コーナー（更衣室）
ベビーカーの貸し出し（航空会社）

(高知空港の情報)

第五条 空港管理者、住所及び連絡先：国土交通省大阪航空局高知空港事務所
南国市物部、高知空港事務所（TEL：088-863-2621）

2 空港機能施設事業者、住所及び連絡先

航空旅客取扱施設

高知空港ビル(株)

南国市久枝乙58番地（TEL088-864-1525）

航空貨物取扱施設

高知空港ビル(株)

南国市久枝乙58番地（TEL088-864-1525）

航空給油施設

全日本空輸(株)

高知県南国市物部165番地2（TEL088-864-4858）

3 駐車場管理者、住所及び連絡先：(一財)空港振興・環境整備支援機構

高知空港駐車場、南国市物部（TEL088-864-5423）

4 乗入れ航空会社：全日本空輸(株)

日本航空(株)

(株)フジドリームエアラインズ

ジェットスター・ジャパン(株)

5 路線：福岡空港、大阪（伊丹）空港、東京国際空港、名古屋（小牧）空港
成田空港、関西空港

ダイヤ：<http://www.kochiap.co.jp/flight.html>

6 給油施設が提供する燃料の種類：JETA-1・AVGAS100

7 着陸料等（例：着陸料、停留料、保安料）：

着陸料等の空港の使用料については、「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年三月二十四日運輸省告示第七十六号）」及び「国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成二十五年三月二十九日国土交通省告示第三百二十号）」を参照するものとする。

<http://www.kt.mlit.go.jp/notice/>（国土交通省告示データベースシステム）

8 旅客取扱施設利用料：無

9 空港アクセス：高知駅よりバスで約25分（※高知東部自動車道経由）

10 空港マップ：

<http://www.kochiap.co.jp/access.html>

http://www.pa.skr.mlit.go.jp/kouchi/minatosyukai/kouchikuukou/kouchikuukou_top.html

11 バリアフリー情報

航空旅客ターミナルにおけるバリアフリーへの対応状況は以下のとおり。

視覚障害者誘導用ブロックの設置（旅客ビル1階・2階）

点字案内設備の設置（旅客ビル1階・2階に各1箇所）

障害者対応型トイレの設置（旅客ビル1・2階に各2箇所）

（内オストメイト水洗装置設置トイレ1階に1箇所、2階に2箇所）

バリアフリー対応のエレベーターの設置（3基）

駐車場内への身体障害者用駐車枠の設置（10台）

1.2 利用者の意向を反映する仕組み

ご意見箱の設置（旅客ビル1階・2階）

第二章 高知空港が提供するサービスの内容

（サービスの利用者その他の者が遵守すべき事項）

第六条

空港が提供するサービスの利用者その他の者が遵守すべき事項としては、空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）の定めるところによる。

（附則） この高知空港供用規程は、平成21年4月1日から適用する。

（附則） この高知空港供用規程は、平成23年4月1日から適用する。

（附則） この高知空港供用規程は、平成25年4月12日から適用する。

（附則） この高知空港供用規程は、平成28年11月22日から適用する。

（附則） この高知空港供用規程は、平成31年3月4日から適用する。